

花南地区コミュニティ会議代議員設置規程

(目的)

第1条 花南地区コミュニティ会議規約(平成19年5月26日施行)
第10条に規定する代議員の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 代議員に関する事項は、規約に定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(代議員)

第3条 代議員は、各行政区自治会から選任された者をもってこれに充てる。

(代議員数)

第4条 代議員の数は、各行政区3名とする。

(代議員の権限)

第5条 代議員は、総会における表決権を有するものとする。

2 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 代議員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員に諮り別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。